

# 損害賠償実施方針

国立大学法人東京工業大学

(1) 原子力事業者の氏名又は名称及び住所

国立大学法人東京工業大学

東京都目黒区大岡山二丁目12番1号

(2) 原子炉の運転等に係る全ての工場又は事業所の名称及び所在地

科学技術創成研究院ゼロカーボンエネルギー研究所及び核燃料貯蔵管理室

東京都目黒区大岡山二丁目12番1号

(3) 当該工場又は事業所で行う全ての原子炉の運転等の種類

原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第12号に定める核燃料物質の使用

(4) 原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類及び賠償措置額

原子力損害賠償責任保険契約

・原子力損害賠償責任保険契約（原子力損害の賠償に関する法律第8条に規定）によりうめることができる原子力損害の範囲：

被保険者が保険証券記載の施設において保険期間中に発生した事故により原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、次に掲げる原子力損害を除く。

- 一 地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害
- 二 正常運転によって生じた原子力損害
- 三 事故発生日から10年経過後、被保険者に損害賠償請求が行われた原子力損害
- 四 被保険者の故意、その他保険証券・約款に記載された免責事由によって生じた原子力損害

・原子力損害賠償責任保険契約により充てることができる金額：40億円

原子力損害賠償補償契約

・原子力損害賠償補償契約によりうめることができる原子力損害の範囲：

原子力事業者が上記(3)に記した原子炉の運転等により与えた原子力損害であって次に掲げるものを賠償することにより生ずる損失。

- 一 地震、噴火又は津波によって生じた原子力損害
- 二 正常運転によって生じた原子力損害
- 三 原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求を行われなかったもの（当該期間内に生じた原子力損害については、被害者が当該期間内に賠償の請求を行わなかったことについてやむをえない理由がある場合に限る。）

- ・原子力損害賠償補償契約により充てることができる金額：40億円

(5) 原子力損害の賠償に係る事務の実施方法及び当該事務の迅速かつ適切な実施を図るための方策

ア. 賠償に係る事務の実施に当たっての基本的な考え方

本学では、核燃料物質等の使用・保管・管理並びに放射線障害予防に関する審議及び連絡調整を速やかに行うことができる学内組織を構築しています。また、平素より周辺自治体や各防災機関と連携し、地震・火災・事故等に伴う避難や安全確認についての訓練のみならず、緊急時における情報収集、警備、放射線量測定、行政機関への通報訓練を実施する等、迅速かつ適切な安全管理体制の確保に取り組んでいます。原子力損害が発生した場合は、これまで構築してきた学内外機関との連携関係を活用するとともに、被害者の救済と安心の確保を最優先とし、被害者の状況に応じて合理的かつ柔軟な対応を心がけ、被害者間のバランス確保に配慮した対応をいたします。

イ. 被害申出窓口の開設の方針

原子力損害が発生したと考えられる場合は、速やかに被害申出窓口（以下「窓口」という。）を学内に開設し、被害者の相談内容に応じた窓口対応を心がけます。また、被害者の利便性に配慮した被害申出書の配布、窓口設置の周知等に関する情報を本学ホームページ等へ掲載するとともに、周辺住民や自治体への説明会を実施いたします。

ウ. 被害の申出の受付の方針

周辺住民や自治体及び行政機関等と連携をし、被害者の状況の把握に努めるとともに、被害申出に関する説明会や情報提供及び被害者の個別事情に応じた被害申出に当たっての支援を実施いたします。

エ. 被害額の算定等の交渉と賠償金の支払の方針

被害の申出受付後、被害者に対して誠実に賠償交渉を進め、学内での事務手続き等が完了した後、合意書の取り交わしを行います。合意書の取り交わしの際、その時点で請求可能な損害についての賠償請求をするだけであって、残余分の請求が可能であること等のご説明をいたします。また、合意書の取り交わし後、速やかに賠償金をお支払いいたします。

オ. 賠償の迅速性及び柔軟性の確保の方針

原子力損害が発生した場合、学内の関連部局・事務及び行政機関等とスムーズに連携できる十分な体制を確保した上で、被害に応じた仮払いや損害の確定した部分の賠償金を支払う等、迅速かつ柔軟に対応いたします。

(6) 原子力損害の賠償の実施に当たって取得する被害者に関する情報を適正に管理するために必要な措置

賠償の過程で取得した被害者の氏名又は名称、住所その他の被害者に関する情報や個別の賠償の経過等に関する情報は、原子力損害の賠償に係る業務のみに利用し、適正に管理いたします。

(7) 原子力損害の賠償の実施に関する国、保険者及びその他関係機関との連絡調整の迅速かつ適切な実施を図るための方策

平素より、国、保険者及びその他関係機関と連絡先等の情報共有や連絡調整できる体制を構築し、原子力損害が発生した場合には迅速かつ適切な対応を図ります。

(8) 原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るための方策

和解仲介手続きを利用すべく被害者側から申立てがあった場合や、和解仲介手続きにおいて和解案が提示された場合は、和解案を尊重して対応いたします。

(9) 原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合における紛争の解決を図るための方策

原子力損害賠償紛争審査会により指針が定められた場合は、当該指針を尊重し、適切かつ柔軟に解決を図るよう努めます。

(10) 損害賠償実施方針の変更の記録

版数	作成・変更年月日	作成・変更の内容および理由
第1版	令和2年3月19日	「原子力損害の賠償に関する法律」（令和2年1月1日施行）に基づく新規作成
第2版	令和3年6月1日	原子炉の運転等に係る全ての工場又は事業所の名称変更

(11) 損害賠償実施方針に関する問合せを受けるための連絡先

損害賠償実施方針に関するお問合せは、以下よりお願いいたします。

担当：研究推進部研究企画課総務・管理グループ

メールアドレス：soudan.songai@jim.titech.ac.jp